

諮詢序：総務大臣

諮詢日：令和7年5月12日（令和7年（行個）諮詢第122号）

答申日：令和7年11月21日（令和7年度（行個）答申第145号）

事件名：本人に係る特定の判決書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定地方裁判所A特定事件番号A（特定年月日A判決）判決原本特定番号。」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月14日付け情個審第1210号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き、原文ママ）。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

（ア）原裁決を取り消す。

（イ）請求人は行政管理等を所掌する総務大臣に対し本件文書の交付を請求する。

###### イ 審査請求の理由

（ア）「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」公開請求の対象を「情報」ではなく「公文書」とする条例の下では記録されている情報の面から請求対象を特定した場合であっても当該公文書のうちその情報が記録されている部分のみが公開請求の対象となるのではなく当該公文書全体がその対象となるから当該公文書に請求対象外の情報が記録されている部分であっても、当該部分を公開しないことは許されない（最判平17.6.14判時1905.60＜岐阜県大垣事務所事件＞）こと。

（イ）権利の濫用禁止（日本国憲法12条・民法1条3項）権利の濫用はこれを許さないこと。

(ウ) 本件文書によって自賠法3条による損害賠償請求権が妨害されていること。

## (2) 意見書

ア 本件特定地方裁判所A特定事件番号A事件の原告を特定個人A 被告を特定個人Bとする情報を記録した司法行政文書は存在する「特定簡易裁判所特定事件番号B（特定年月日B申立）民事調停法20条1項前段）

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号イロの規定により行政機関の長は開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないこと。

ウ 個人情報保護法の改正により2022年4月1日以降国の行政機関と独立行政法人等の法律が個人情報保護法に統合されている。そして2023年4月1日以降地方公共団体等が個人情報保護法の対象になりこの改正により個人情報保護制度の所管が個人情報保護委員会に一元化されていること。

それに対して「本件開示請求については対象となる個人情報を作成・取得しておらず保有していないため、不存在による不開示とする。」との本件諮問庁の瑕疵ある意思表示は民法96条の規定により取り消すことができること又信義に照らして許されないこと（民法1条2項）

## エ 結論

従って審査請求人は総務大臣に対し本件不当な処分の取り消しを求めるとともに上記特定簡易裁判所特定事件番号B及び特定地方裁判所B特定支部特定事件番号C債権差押命令事件に関連する公文書一式の交付を請求する。

## 第3 諒問庁の説明の要旨

### 1 本件事案の経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和7年2月7日付け（同月10日受付）開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

(3) 本件開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類、住民票の写し及び開示請求手数料が添付されていなかったことから、処分庁は、令和7年2月19日付けでそれらを提出するよう補正を求め、同月21日付け（同月25日受付）でそれらが提出された。

一方、本件対象保有個人情報について総務省内を探索したところ、見当たらなかったことから、処分庁は、同年3月3日付けで本件対象保有個人情報が特定の諮問事件で情報公開・個人情報保護審査会に提出され

たものであるかどうかについて補正を求めたところ、同月 8 日付け（同月 10 日受付）回答書、同月 10 日付け（同月 11 日受付）回答の補足及び同月 11 日付け（同月 12 日受付）答弁書により開示請求者（審査請求人）から回答があったが、いずれにも本件対象保有個人情報が記録されている行政文書の探索の手がかりとなる情報の記載はなかった。

- (4) このため、処分庁は、法 82 条 2 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 14 日付け情個審第 1210 号により、本件対象保有個人情報を作成・取得しておらず、保有していないため、原処分を行った。
- (5) 同年 3 月 24 日付け（同月 25 日受付）不服申立書により、原処分について審査請求がされた。
- (6) 審査請求書に不備があったため、同年 4 月 9 日付けで、処分庁は、補正命令書を発出した。
- (7) 上記補正命令書に対し、同月 15 日付け（同月 16 日受付）補正書で回答があった。
- (8) 同月 21 日付け（同月 22 日受付）異議申立書により、原処分について上記（5）と同様の審査請求がされた。（以上上記（5）及び（8）の審査請求を併せて「本件審査請求」という。）

## 2 審査請求人の主張

上記第 2 の 2 (1) のとおり。

## 3 本件審査請求に対する諮問庁の意見及びその理由

- (1) 本件開示請求は、本件文書の開示を求めるものであると解される。  
処分庁において、本件開示請求を受け、当該文書を探索したが、処分庁において当該文書は作成・取得しておらず、保有していない。
- (2) 本件審査請求を受け、本件文書の保有の有無を確認させたところ、総務省において、本件文書は作成・取得しておらず、本件対象保有個人情報を保有していないことが認められた。
- (3) 審査請求人の上記第 2 (1) の主張は、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がない。

そのため、裁決で、本件審査請求を棄却すべきであるから、法 105 条項の規定に基づき、審査会に諮問する次第である。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 5 月 12 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 6 月 2 日 審査請求人から意見書を收受

- |            |    |
|------------|----|
| ④ 同年10月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月14日 | 審議 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり補足して説明する。

総務省においては、本件開示請求において言及されている訴訟には関与しておらず、本件開示請求を受け、総務省本省全部局の行政文書ファイルが保存されている執務室内、書庫、パソコン上の共用フォルダ等を探索したが、本件対象保有個人情報の存在を確認できなかつたことから、

「本件開示請求に係る保有個人情報については、作成・取得しておらず、保有していないため（不存在）」と理由を付して、原処分を行った。

(2) これを検討するに、審査請求人の主張によれば、本件文書に係る訴訟は私人間の民事訴訟であるというのであり、審査請求人において、総務省が本件対象保有個人情報を保有している具体的根拠を示していないことにも照らすと、当該訴訟に総務省は関与しておらず、本件対象保有個人情報は保有していない旨の上記（1）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められない。

また、上記（1）の探索の範囲についても、特段の問題があるとは認められない。

したがって、総務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）エ）において、「特定簡易裁判所特定事件番号B及び特定地方裁判所B特定支部特定事件番号C債権差押命令事件に関連する公文書一式の交付を請求する」と主張するが、本件対象保有個人情報以外の新たな保有個人情報の開示を求めるものであつて、これについては別途の開示請求を行うべきものであるから、当該主張を認めることはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美